

修正の趣旨・背景等

○災害対策基本法改正や新型コロナウイルス感染症対策、また頻発する風水害の発生等を踏まえ、国の防災基本計画及び大阪府地域防災計画が修正されたことによるもの

○堺市における最新の防災対策及び堺市国土強靱化地域計画の修正を反映するもの

<前回の計画修正以降に発生した災害と課題等>
➢ 令和2年7月 豪雨
➢ 令和2年9月 台風第9号・10号

○新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策が推進される中、被災住民の避難生活、災害ボランティアの受け入れなどでの被災者支援、被災地復旧・復興に影響

○令和3年3月に策定した本市の都市経営の基本となる計画である「堺市基本計画2025」の重点戦略5「強くしなやかな都市基盤～Resilient～」や、同時期に計画全体を見直し新たに策定した「堺市SDGs未来都市計画」のゴール11「住み続けられるまちづくりを」にかかるKPI達成の推進に資する計画とする。

堺市地域防災計画（現行）

○災害対策基本法第42条に基づき、堺市防災会議が策定する計画。直近では令和2年2月に修正。
○堺市における国土強靱化に係る事項については、上位計画である堺市国土強靱化地域計画を指針とする。

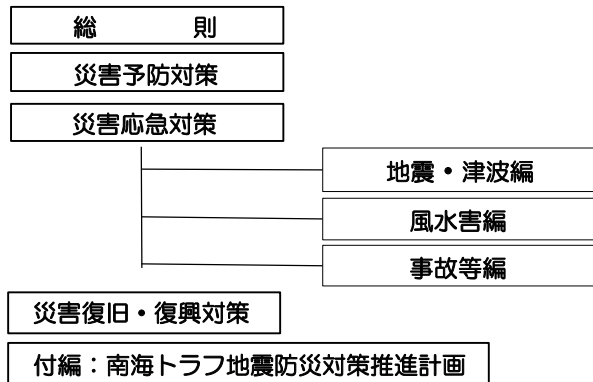
基本目標

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV 迅速な復旧復興

事前に備えるべき目標

- 災害に強い堺市をつくる
 - (1) 被害の発生を抑制する
 - (2) 被害の拡大を抑制する
 - (3) 迅速に判断・行動する
- 災害から素早く立ち直る堺市をつくる
 - (4) 安心・安全な避難生活を確保する
 - (5) 早期の復旧・復興と生活再建を図る

構成



主な修正内容

赤字：防災基本計画及び大阪府地域防災計画ともに修正があったもの
青字：大阪府地域防災計画のみ修正があったもの
緑字：堺市独自での修正

1. 災害対策基本法の改正を踏まえた修正

■個別避難計画について

➢ 避難行動要支援者にかかる個別避難計画作成の市町村の努力義務化に関する内容を追記

■福祉避難所の活用

➢ 受け入れを想定していない避難者が避難してこないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受け入れ対象者を特定して公示するとともに、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができる旨を追記

■避難情報の見直し及び避難のあり方の包括的な見直しについて

➢ 避難情報（避難勧告が避難指示に一本化された等）に関する事項を修正
➢ 分散避難について周知するため、避難場所に「安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等」を追加

■広域避難に関する事項について

➢ すべての避難者の誘導の項目に、「府内市町村間の広域避難協議への支援（広域避難の必要があると判断した場合、府内の当該市町村へ直接協議する等）」の内容を追加

など

3. 風水害に係る修正

■災害リスクと取るべき行動の理解促進

➢ 市民に対する、洪水・高潮、土砂災害のリスクに関する情報の周知及び開示等を加筆・修正

■高潮浸水想定への対応

➢ 災害広報の発信の目安における台風の項目に、大潮の時期に、これまで経験のない台風が府域付近に上陸し、府域への最接近が満潮の時間帯に重なるなど、想定しうる最大規模以上の高潮が見込まれる場合を追記
➢ 風水害の各種リスクに「高潮ハザードマップ」を掲載
➢ 住民への周知について、大阪府及び気象台と情報共有・連携を密にし、住民に対し、身の安全確保の呼びかけに努めるものとする旨を追記

■長期停電・通信障害への対応強化

➢ 停電時の住民への情報提供、被災者への情報伝達体制の整備についての内容を追記
➢ 自家発電設備等の整備や情報伝達手段の多様化に関する内容の修正

■被災者への物資支援の充実

➢ 物資調達・輸送調整システムについての追記
➢ 交通規制・管制の確保に「近畿地方整備局」を新たに追記
➢ 災害警戒期の活動内容に「物資等の事前状況確認」の項目を追記

など

2. 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正

■避難所における感染症対策

➢ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえたレイアウトや動線等の設定を追加
➢ 感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練の実施を追加
➢ 指定避難所の管理、運営の留意点に「避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等」の内容を新設

■感染症対策物資の備蓄の促進

➢ 府・市の備蓄等において、マスクや消毒液等の感染対策物資を追記

■自宅療養者等の避難に関すること

➢ 保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者の被災に備えて、平常時から防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認することを追記
➢ 自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供する旨を追記

など

4. 最近の国・府等の施策の進展等を踏まえた修正

■男女共同参画等の視点を踏まえた防災対策の推進

➢ 防災復興の各段階における男女共同参画部局の役割を位置付ける
➢ 防災会議の構成員について、男女共同参画の視点から女性委員の割合を高める旨を追記
➢ 備蓄品の調達にあたっては要配慮者、女性、子どもに配慮する旨を追記

■防災ボランティアと自治体・住民・NPO等との連携・協働の促進

➢ NPO・ボランティア等、多様な機関と、市町村、住民、他の支援団体との連携・協働ができる環境の整備をする旨を追記

■被災者に適した支援制度を活用した生活再建

➢ 「被災者の生活確保」を「被災者の生活再建等の支援」に変更
➢ 被災者がみずから適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができる環境の整備に努める旨を追記

■実践的な防災教育の推進

➢ 地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する旨を追記
➢ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとる旨を追記

■堺市国土強靱化地域計画の修正を踏まえた修正

➢ 事前に備えるべき目標において、「II 被害の拡大を抑制する」と「IV 安心安全な避難所生活」を統合

■その他の修正

➢ 防災センターの整備に関すること
➢ 給水体制の整備に関すること
➢ 危機管理センター員のバックアップ体制に関すること

など